

## 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「三和荘及び関連施設」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：三和荘及び関連施設 所在地：福知山市三和町寺尾4番地 指定期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間） 所管部署：地域振興部三和支所 電話番号 0773-58-3001
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、非公募で対応)
指導等内容	<p>① 2ヵ年という指定期間及び非公募とすることについては、指定管理者制度の本来の考え方である「公の施設、公共的な役割をもった施設を一定期間安定的に運用し、民間のノウハウをもってよりよりサービスを提供していく」という趣旨からすると異例である。こうした異例な対応の背景には、当施設の今後のあり方について、将来的に、民間の事業者がこの施設の運用を委ねていくという大きな方針を見据えての対応である。</p> <p>② 指定管理料の積算については、それらが過年度の実績をベースに積算していることからすると、本来、指定管理者の選定等を通じて改善がなされたり、今後の積極的な経営によって売上を伸ばす、もしくは諸経費を節減したりという努力が見えない中で、一律の売上増、一律の経費削減に留まっており、積算根拠自体の客観性、妥当性について疑問が残る部分がある。改めて関係機関と調整を図り、検討していくこと。</p> <p>③ 非公募での募集について、NPO法人のような経営体については、経営者側の姿勢や能力が厳しく問われることになるため、責任をもって経営をしていただくとともに、組織的な体制づくりも見極めながら、指定管理者の選定を進めること。</p>

	<p>④ 今後、経営コンサルティング等の専門家による事業分析や経営改善を進めていく際には、支配人をはじめとする組織運営体制を強化できるような方針についても考えること。また、それら分析結果等については第三者評価委員会に報告すること。第三者評価委員会としても、引き続き、監視をしていきたい。</p> <p>⑤ 施設や地域の方々、関係者の方々等、それぞれの利益になるような結果が得られるよう、協議を進めること。</p> <p>⑥ 関係者や地域住民の方々の思い、これらの施設に関わって地域の振興に努めていこうという意欲やモチベーションの維持に努めること。</p>
--	---